

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

☞ 相続による建物取得も定額法・通達で明文化

Q：新規取得建物の減価償却方法が、定額法に一本化されましたが、相続により取得した建物も定額法で減価償却しなければならないのでしょうか。

A：平成10年4月1日以後に相続等により取得した建物の償却方法は、定額法が義務付けられます。

【解説】

国税庁は、平成10年度税制改正に係る「所得税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」を発達しました。

この通達で注目されるのが、建物の減価償却に係る償却方法です。

平成10年4月1日以後に取得した建物は、償却方法が定率法は認められず、定額法に一本化されていますが、この「取得」の範囲が問題とされていました。

買換え、収用等の代替、交換、現物出資などによる建物の受入れのケースは、すべて取得とみなされ、定額法が義務付けられます。

一方、法人の合併の際の建物の引き継ぎでは定率法が認められています。

今回の通達では、相続、遺贈又は贈与についても、取得とみなして、平成10年4月1日以後に相続等によって取得した建物の償却方法は、定額法となることが明文化されています。これは、相続をめぐる取得の位置付けに関して多数の質問が舞い込んだ点に対する留意規定ということです。

